

児童手当現況届の提出は6月中旬に！

◎目的

児童を養育している人
に手当を支給し、家庭生
活の安定と次代を担う児
童の健全な育成と資質の
向上を目的としています。

◎支給対象

小学校6年生までの児
童（12歳到達後最初の3
月31日までの間にある児
童）を養育している方に
支給されます。ただし、
所得が一定額以上の場合
は支給されません。

◎特例給付

所得制限により児童手
当を受けられない方は、
その人の前年所得が一定
額未満の場合に限り特例
給付（児童手当と同額）
が支給されます。

◎支給額（月額）

児童の年齢及び出生順位		支給月額(1人につき)
3歳の誕生日 分まで	出生順位にか かわらず	10,000円
3歳の誕生日 の翌月から	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

◎手当の支給

児童手当の支給は、認
定請求をした月の翌月か
ら支給されます。
支給月は毎年2月・6

月・10月の3回で、それ
ぞれの前月分までを支給
します。

◎申請

出生、転入等により新
たに手当を受ける対象と
なった方は、請求手続き
をして下さい。

【請求に必要なもの】

- ① 認定請求書
- ② 健康保険証の写し、ま
たは年金加入証明書
（請求者がサラリーマ
ンの場合）
- ③ 金融機関（郵便局以外
で請求者名義）の口座
番号のわかるもの
- ④ 所得証明書（請求する
年の1月1日に横芝光
町に住所がなかった方
に提出先 住民課総合調整
窓口・福祉課
- ⑤ 印鑑（認印）

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎ 1114

動物の正しい飼い方推進月間

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに
注意して、動物を適切に飼いましょ。

- 動物を飼うことのできる環境
であるかどうか、家族でよく考
えましょ。
- 動物に起因する感染性の疾病
の予防のために注意を払いましょ。
また、過剰なふれあいは控
え、動物にさわったら必ず手を
洗いましょ。
- 動物には、飼い主が分かるよ
う、名札などをつけましょ。
- 犬の首輪には、登録鑑札と狂犬
病予防注射済票をつけることが
狂犬病予防法で義務づけられて
います。
- 犬の放し飼いは禁止されてい
ます。犬を運動させる場合は、
犬を制止できる人が短い引き綱
で行いましょ。
- ねこは屋内で飼いましょ。
ねこによる他人への迷惑を防止
でき、また、病気や交通事故な
どの危険からねこを守ることが
できます。
- 犬やねこに、公の場所や人の
敷地内で排泄させるような迷惑
行為はやめましょ。犬・ねこ
には、排泄場所などのしつけを
することができます。犬が散歩
中にフンをした場合は、飼い主
の責任で持ち帰るなどきちんと
始末しましょ。
- 望まれない子犬・子ねこを増
やさないために、親犬・親ねこ
には不妊・去勢手術をしてくだ
さい。
- 動物は責任をもって最後まで
面倒をみましょ。犬やねこが
飼えなくなった場合は、新しい
飼い主を探してください。どう
しても飼えなくなった場合には、
動物を絶対に捨てずに動物愛護

◆問い合わせ

山武健康福祉センター（保健所）
☎ 0475-510611
千葉県動物愛護センター
☎ 0476-935711
（財）千葉県動物保護管理協会
☎ 043(24)7814

犬の正しい飼い方・しつけ方教室「基礎講座」

公共の場所等をフンで汚さないよう適正な処理方法や、犬
からの危害や被害の防止などを学ぶ基礎講座を実施します。

▼内容

学科・実技（犬同伴）
各1時間程度

▼受講料

一般の方 3,500円
賛助会員（当日加入）3,000円
（継続加入）2,500円

◆問い合わせ 千葉県動物愛護センター
☎ 0476-93-5711